

公立大学法人広島市立大学職員休業補償規程

平成22年4月1日

規程 第 54 号

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する休業補償に
関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「職員」とは、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」とい
う。）の役員又は職員のうち、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以
下「法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、この規程で定める休業補償の実施の責めに任ずる。

(休業補償)

第4条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若
しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、法第3
条第1項に規定する地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）から休業
補償及び休業援護金を受けるときは、休業補償として、その勤務することができ
ない期間につき、法第2条第4項から第8項までの規定の例により算定した平均
給与額（以下「平均給与額」という。）に相当する金額から、基金から支給を受
けるべき休業補償及び休業援護金の金額に相当する額を減じて得た金額を支給
する。

2 職員が基金から傷病補償年金及び傷病特別給付金を受ける場合において、基金
から支給を受けるべき傷病補償年金及び傷病特別給付金の金額に相当する額が、
法第28条の2第3項の規定にかかわらず休業補償を引き続き行ったとしたなら
ばその者が基金から支給を受けるべき休業補償及び休業援護金並びに前項の規
定により支給を受けるべき休業補償の金額に相当する額の年額に満たないとき
は、休業補償として、傷病補償年金を受ける期間に応じ、平均給与額に365を乗
じて得た金額から基金から支給を受けるべき傷病補償年金及び傷病特別給付金
の金額に相当する額を減じて得た金額を支給する。

(休業補償の制限)

第5条 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく

て療養に関する指示に従わないことにより、業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は業務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、理事長は、休業補償の全部又は一部を、理事長が別に定めるところにより、行わなうことができる。

(未支給の休業補償)

第6条 休業補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき休業補償でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、これを支給する。

- 2 前項の規定による休業補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序とする。
- 3 第1項の規定による休業補償を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人につき支給は、全員に対してもしたものとみなす。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第7条 法人は、休業補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合に休業補償を行ったときは、その価額の限度において、休業補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、休業補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、法人は、その価額の限度において休業補償の義務を免れる。

(報告、出頭等)

第8条 理事長は、休業補償の実施のため必要があると認めるときは、休業補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検査を受けさせることができる。

- 2 前項の規定により出頭したものには、公立大学法人広島市立大学旅費規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第55号）の規定を準用して、旅費を支給することができる。

(一時差止め)

第9条 休業補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条第1項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、理事長は、休業補償の支払を一時差し止めることができる。
(補償を受ける権利)

第10条 職員が離職した場合においても、休業補償を受ける権利は、影響を受けない。

(期間の計算)

第11条 この規程又はこの規程に基づく規則に規定する期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間の計算に関する規定を準用する。

(委任)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。